

公安委員会
説明資料No. **1**

国家公安委員会委員長に対する
行政文書開示請求に関する
決定について

平成23年9月15日
国家公安委員会会務官

(略)

1 対策の推進状況

(1) 体制の構築

ア 警察庁

平成23年3月に犯罪インフラ対策プランを策定し、犯罪インフラ対策を推進していく実務的な場である「犯罪インフラ対策室室員会議」を月1回程度開催。関係局部門間の情報の共有化を図りつつ対策を推進

イ 都道府県警察

被災地を含めた全ての都道府県警察において、犯罪インフラ対策を総合的かつ部門横断的に推進するための体制が構築され、組織を挙げた対策を推進

(2) 実態解明の推進

ア 警察庁

都道府県警察から報告される犯罪インフラに関する情報を集約した上で分析を加え、全国警察に還元する等、情報の集約、分析及び共有を通じ実態解明を推進

イ 都道府県警察

事件検挙等様々な警察活動を通じて犯罪インフラに関する情報の収集を図るとともに、入国管理局等の関係行政機関及び事業者との情報交換等を通じ、実態解明を推進。事件検挙を通じ、地下食材店や地下レンタカーという新たな犯罪インフラを解明

(3) 検挙状況

全国の都道府県警察で、様々な形態の犯罪インフラを利用した事件を検挙。主な検挙事件は以下のとおり

- コンビニエンスストアを舞台とするプリペイド式携帯電話不正取得(詐欺)事件(平成23年6月 京都府警察)【通信・運搬インフラ】
- 韓国人経営の薬局における未承認医薬品の販売に係る薬事法違反事件(平成23年7月 警視庁)【生活インフラ】
- 中国人らによるインターネット掲示板を利用した有印公文書偽造事件(平成23年4月 福岡県警察)【偽装インフラ】
- いわゆるネームロンダリング(偽装養子縁組)により大量の携帯電話機を詐取する詐欺事件(平成23年4月 神奈川県警察)【偽装インフラ】
- 暴力団組員らによる偽装養子縁組を伴う臓器の移植に関する法律違反等事件(平成23年6月 警視庁)【偽装インフラ】
- 日本語学校副校長のスリランカ人による在留資格不正取得に係る有印私文書偽造等事件(平成23年5月 静岡県警察)【偽装インフラ】

(4) 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進

関係行政機関や事業者に対する働き掛け等、犯罪インフラを生まないための環境づくりを全国警察を挙げて推進

ア 警察庁

- 犯罪収益移転防止法の一部改正による電話転送サービス事業者の特定事業者への追加等
- コンビニエンスストアにおけるプリペイド式携帯電話の販売中止の働き掛け
- 「全国協働捜査方式」によるインターネット上の違法情報の摘発強化
- 法務省等と連携した偽装養子縁組の防止に向けた取組の推進
- 不法就労防止に向けた関係省庁等に対する働き掛け

イ 都道府県警察

- 入国管理局等関係機関との実務レベル会議の開催
- 自治体との連携強化
- 事業者への働き掛け

(5) 犯罪インフラの現状

これまでの対策の推進により、以下の実態が判明

- 地下食材店、地下レンタカー等の犯罪インフラが新たに把握されたほか、臓器移植のために偽装養子縁組が行われる等、従前には把握のなかった形態の犯罪インフラが存在
- 特に、偽装結婚、偽装養子縁組等で身分・資格を偽る「偽装インフラ」が蔓延
- 不法滞在者等向けのフリーペーパーに在留資格や住居の不正な仲介、地下営業に関する広告が多数掲載
- いわゆる「飛ばし」の携帯電話は依然として広く犯罪に利用
- インターネット上のいわゆる闇サイト等に違法・有害情報が蔓延
→ 関係機関・事業者と連携した更なる対策が必要

2 今後の取組

(1) 全国警察を挙げた更なる対策の推進

構築された体制を活用し、全国警察を挙げた取組を今後更に強化

(2) 実態解明の推進

犯罪インフラ事犯等の検挙を通じた各種犯罪インフラの悪用実態、特に「偽装インフラ」、不法滞在者等向けフリーペーパー上の不正な広告、携帯電話の不正利用及びインターネット上の違法・有害情報の実態解明を強力に推進

(3) 犯罪インフラ事犯等の検挙強化

実態解明の状況を踏まえ、犯罪インフラの解体等に結びつく戦略的な事件検挙を念頭に置いた犯罪インフラ事犯等の検挙を強化

(4) 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進

様々な制度・サービスで犯罪インフラが構築され、警察による取締りだけでは対策として不十分なことから、7月26日に行われた犯罪対策閣僚会議における大臣発言を踏まえ、関係省庁・事業者に対する働き掛け、連携を今後更に強化

公安委員会

FATF対日審査フォローアップ

平成23年9月15日

説明資料No. **3**

への対応について

犯罪収益移転防止管理官

(略)

1 実施期間

平成23年9月21日（水）から同月30日（金）までの10日間

2 主催

内閣府、警察庁等10省庁、自治体、(財)全日本交通安全協会等13団体

3 運動の目的、運動重点等

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(1) 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

(2) 全国重点

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

(3) 地域重点

地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定める。

4 警察における運動推進の基本的な考え方

本運動を交通死亡事故抑止に向けた取組み強化の絶好の好機ととらえ、自治体や関係機関・団体と連携して交通安全意識の高揚を促進する取組みを推進する。

5 都道府県警察における取組み事例

- (1) 保護者等約1万2千人を動員した一斉通学指導の実施【岡山県警察】
- (2) 高齢者に対する保護意識を高める「高齢者に優しい3S（SEE・SLOW・STOP）運動」の実施【栃木県警察】
- (3) 老人クラブに加入していない高齢者宅等への交通安全訪問の実施【山形県警察】
- (4) 夕暮れ時コンサートによる反射材普及啓発キャンペーンの実施【大阪府警察】
- (5) 大学生による自転車マナーアップキャンペーンの実施【茨城県警察】

1 事案の概要

- 第九管区海上保安本部は、9月13日午前7時26分頃、地元漁船から「能登半島輪島沖に、ハングル表記の見慣れない船がいる」との通報を受け、現場に航空機及び巡視船等を派遣。
- 同本部が確認した結果、①当該船舶に9名（男性3名、女性3名、子供（男）3名）が乗船していること、②同人らが「9月8日午前、韓国に向け北朝鮮の港を出港した」と申告していることなどが判明。
- 同本部は、金沢港に乗船者を搬送するとともに同港に船舶をえい航。
なお、乗船者に対しては、巡視船内で関係機関による事情聴取を実施。

2 船舶の状況

- 第九管区海上保安本部が確認した結果、発見時、①船内に少量の米・漬物が残っていたが、出港時30リットル積み込んでいたとされる清水は残量がなかったこと、②船舶には少出力エンジンが搭載されており、残燃料は軽油約60リットルであったことなどが判明。

3 日本政府の対応

- 13日午前8時55分、海上保安庁に「海上保安庁能登半島沖漂流船対策室」（室長：海上保安庁警備救難部長）、第九管区海上保安本部に「第九管区海上保安本部能登半島沖漂流船対策室」（室長：第九管区海上保安本部次長）を設置。
- 13日午後1時00分、海上保安庁において関係省庁会議（内閣官房（安危・外政）、警察庁、法務省入国管理局、外務省、海上保安庁）を開催。
- 14日、乗船者9名の仮上陸を許可し、大村入国管理センターに移送。

4 北朝鮮の反応

- 北朝鮮は、本事案について一切反応を示していない。

1 被害状況（9月14日現在。以下同じ。）

死者：15,787人、行方不明者：4,059人、負傷者：5,932人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約73,800人の警察官を派遣。
- 約5,600人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,600人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約2,000人（岩手約570人、宮城約640人、福島約790人）
- ※ 9月11日以降、被災3県警察において、特別派遣部隊を含めた警備態勢の見直しを実施。

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約23,500人	約29,900人	約20,400人	約73,800人
人・日(延べ)	約210,500人	約263,500人	約175,900人	約649,900人

4 主な災害警備活動

- 行方不明者の捜索活動

岩手県警察では約190人（うち特派約160人）、宮城県警察では約90人（自県のみ）、福島県警察では約30人（自県のみ）の態勢で捜索活動を継続。
- 福島第一原子力発電所周辺における活動
 - ・ 特別派遣部隊約250人体勢で警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
 - ・ 6月2日以降、特別警備隊（約220人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。
- 身元確認

警察官約140人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約14,600体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約93%）。
- 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。特に、仮設住宅においては、地域のコミュニティから離れ孤独を訴える被災者も見られることから、地元県警及び地域警察特別派遣部隊が戸別訪問や付近のパトロールを実施。
- 被災3県における運転免許証の更新状況

発災日以降に運転免許証の有効期間の満了日を迎える者は、特例措置としてその満了日が8月31日まで延長された。被災3県において、3月11日から8月31日までに満了日を迎えた者で8月31日までに更新しなかったものの状況は下表のとおり。

	岩手県	宮城県	福島県	合計
特例措置の対象者数	98,316人	150,622人	143,318人	392,256人
未更新者数	5,543人	7,917人	7,522人	20,982人
未更新者の割合	5.6%	5.3%	5.2%	5.3%

○ 通信機能の維持・復旧のための活動

東北管区内の各県情報通信部において、全国からの応援（31人）を得て、無線中継所等の補修又は建替に向けた作業を継続実施中。

5 警察葬の実施

福島県警察は9月14日、避難誘導活動中に殉職した警察官の公葬を実施。岩手県警察は17日、宮城県警察は20日、それぞれ実施予定。

※ 関係省庁との調整等の関係で、HPへの掲載を差し控えておりましたが、この度、調整等が終了したことから、HPに追加掲載することにしました。

公安委員会 説明資料No. 3	FATF対日審査フォローアップ への対応について	平成23年9月15日 犯罪収益移転防止管理官
<p>1 FATF対日審査フォローアップ</p> <p>平成20年10月に実施されたFATF対日審査において指摘を受けた勧告のうち、「不履行（NC）」又は「一部履行（PC）」評価（注）を受けたものについて、本年10月のFATF会合において我が国の改善状況の報告を行うもの。</p> <p>なお、平成22年10月に第1回目の報告を行い、今回が2回目となる。</p> <p>（注）評価は「履行（C）」、「概ね履行（LC）」、「一部履行（PC）」、「不履行（NC）」の4段階</p> <p>2 フォローアップ報告の概要</p> <p>会合に向けて提出した第二次フォローアップ報告書のうち警察庁関係部分（顧客管理に関するもの）については、次のとおり。</p> <p>(1) FATFの指摘</p> <p>顧客管理に関する勧告の履行状況に関し、事業者に対し、顧客の取引目的や真の受益者を確認すること、継続的に顧客管理を行うこと、マネー・ローンダリングの危険性に応じた顧客管理措置（リスクベース・アプローチ）を行うことの指摘を受けたほか、本人確認書類の種類の問題や本人確認方法の強化などの指摘を受けた。</p> <p>(2) 報告内容</p> <p>上記指摘について、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年4月28日公布）により改善された下記事項等について報告する。</p> <p>○ 取引時確認事項の追加</p> <p>弁護士等を除く特定事業者が、取引に際し顧客について確認すべき事項として、従来の本人特定事項（氏名・住居・生年月日/名称・所在地）のほか、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 取引目的・ 職業/事業内容・ 実質的支配者（大株主）・ 資産・収入（なりすまし等の疑いがある取引に限定） <p>を追加した。</p> <p>○ 情報の更新等</p> <p>特定事業者が、本人特定事項等に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととした。</p> <p>3 今後の予定</p> <p>我が国の今後のフォローアップについては、今回の報告内容を踏まえ、10月のFATF会合で決定される。</p>		